六　前号は、第二号、第三号及び次号と同時に適用することができないものとする。
七　前項第五号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合は、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。
八　前号は、第二号、第三号及び第五号と同時に適用することはできないものとする。
九　前項第六号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。
4　前項第一号の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十三年八月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、同年九月五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。
2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号トに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等に限る。）を対象とするツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。
一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　第五条第十二項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項
ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　第五条第十二項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項
ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項
四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項
八　第三条第十号に掲げる者を対象とする産活法第二十条の二第一項に規定する出資の実施状況については、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。
2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○厚生労働省告示第百四十八号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（平成十九年厚生労働省告示第二十四号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業を営む飲食店営業をいう。以下同じ。）及び喫茶店営業の営業者が食品衛生法（昭和22年法律233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題に適切に対応することにより、経営の安定及び改善を図り、もって国民生活の向上に資するよう飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を策定する。本指針は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき定めるものである。

本指針の作成にあたっては、営業者、生活衛生同業組合（以下「組合」という。）等の前期間での事業実施状況を踏まえ、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置等の制度やこれらの改革の内容を新たに加えるとともに、営業者、組合等が当該支援制度の具体的活用にあたって理解を深められるよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に指針を改定するものとする。

第一　飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況

一　飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向

飲食店営業の許可を受けた施設数は全国で1,419,489施設（平成23年３月末現在）、喫茶店営業の許可を受けた施設数は全国で270,933施設（平成23年３月末現在）であり、10年前と比較してそれぞれ125,231施設の減、6,993施設の増となっている。平成19年度から22年度までの営業許可・使用確認新規件数は飲食店営業で630,639施設、喫茶店営業119,488施設、平成19年度から22年度までの営業廃止・営業取消件数は飲食店営業で707,630施設、喫茶店営業141,957施設といずれも営業廃止・営業取消件数が営業許可・使用確認新規件数を上回っている（厚生労働省『衛生行政報告例』による。）。